

また、史跡指定地内の耕作地等において、従来の土地利用の継続となる日常的な耕作や維持管理行為については、史跡に対する影響が軽微であり、現状変更の許可は不要である。

(4) 現状変更の取扱基準

[A地区]

現状変更が必要となる行為等

建築物		新築	原則として史跡整備に伴うもの以外の新築は認めない。
		増改築	遺跡に影響のないものは認める。
		解体・撤去	遺跡に影響のないものは認める。
		補修	日常的な維持管理や掘削を伴わない補修は認める。
道路		新設	原則として新設は認めない。
		拡幅	原則として拡幅は認めない。
		補修	維持管理のための掘削を伴わない補修は認める。
土地造成等		掘削	原則として掘削は認めない。
		盛土	原則として盛土は認めない。しかし、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を実施し、盛土の必要性が確認できた場合は認められる場合もある。
		砂採取	原則として砂採取は認めない。
上下水道管等の埋設物		新設	原則として新設は認めない。
		撤去	除去は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。
		補修	補修は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、奄美市教育委員会と協議を行い、史跡の保護に十分に配慮したものを実施する。実施に伴い、発掘調査を行う場合もある。原則として改築は認めないが、既設のものに限り、遺跡に影響のない既掘削範囲内で認める。
樹木等	日常的な管理	伐採	遺跡に影響が及ばない伐採は認める。
		抜根	現状保存を原則とする。 日常的な耕作等に支障が出る場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
		植栽	現状保存を原則とする。 景観の維持に係る植栽の場合は、奄美市教育委員会と協議すること。
自然災害等			自然災害の復旧・防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
発掘調査			発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、目的等が適切な場合だけ認める。

表 26 A地区の取扱基準

[B地区]

奄美市と協議が必要となる行為等	建築物		新築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査や立会調査を行う。
			増改築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	道路		新設	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			拡幅	担当部局に景観保全についての理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	土地造成等		掘削	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
			盛土	所有者に景観保全について理解と協力を求める。
			砂採取	所有者に景観保全について理解と協力を求める。

農 業	農業用水管等の工作物	新設	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査や立会調査を行う。 担当部局に景観保全についての理解と協力を求める。
		撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	新築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		増改築	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		補修	日常的な維持管理や地下への影響が軽微なものは認める。
	ソテツ	植栽	認める。
		除去	位置や規模によっては、試掘調査等を行う。
	農道	新設	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		拡幅	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		補修	所有者に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	上下水道管等の埋設物	新設	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		撤去	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		補修	担当部局に景観保全について理解と協力を求める。 掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
		休耕地等における樹木	掘削が行われる場合、位置や規模により試掘調査等を行う。
	自然災害等		自然災害の防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
	発掘調査		発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合だけ認める。

表 27 B地区の取扱基準

〔C地区〕

奄美市と協議が必要となる行為等	建築物	新築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		増改築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		補修	日常的な維持管理や地下への影響が軽微なものは認める。
	道路	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		拡幅	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査や立会調査を行う。
	土地造成等	掘削	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		盛土	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		砂採取	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。その結果、奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
農 業	農業用水管等の工作物	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
		撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。

	物置小屋やビニールハウス等の簡易工作物	補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
		新築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		増改築	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		解体・除去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
		日常的な耕作		認める。
	農道	新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		拡幅	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。	
		補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。	
	上下水道管等の埋設物		新設	事業者は、奄美市教育委員会に埋蔵文化財の照会を依頼し、事前協議を行う必要がある。奄美市教育委員会が、確認調査等を実施する場合がある。
			撤去	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
			補修	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
	樹木等	日常的な畑地・里道の管理	伐採	景観の維持に支障が出ない場合は認める。
			抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
		休耕地等における樹木	伐採	景観の維持に支障が出ない場合は認める。
			抜根	掘削が行われる場合、位置や規模により確認調査等を行う。
	自然災害等			自然災害の防止工事については、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、史跡周辺の景観に配慮した内容を工夫する。
	発掘調査			発掘調査は、文化庁文化財第二課・鹿児島県教育庁文化財課の指導を受け、鹿児島県・奄美市教育委員会と協議を行い、目的等が適切な場合だけ認める。

表 28 C地区の取扱基準

第3節 追加指定

史跡指定は、遺跡の持つ価値を損なうことなく、開発行為等の遺跡を破壊する要因に制限をかけ、恒久的な保存を図るための保護措置であり、遺跡の部分的な指定だけではなく、宇宿貝塚が立地する砂丘一帯の指定を目指す必要がある。そのため、史跡指定の必要性がある範囲については、土地所有者、地元住民に説明を行い、理解を得ながら、今後、史跡の追加指定を進めていく必要がある。

第4節 公有化

宇宿貝塚は貝塚の保護充実を図るために平成2～4年度（1990～1992）に、国庫補助金の承認を受けて3,563㎡の指定地面積の公有化を行っている。しかしながら、宇宿貝塚が立地する砂丘一帯の一部に民有地も含まれ、史跡の保存管理を確実かつ適切に実施するためには、今後、民有地の公有地化について、土地所有者の状況に応じた検討を進めていく必要がある。

宇宿貝塚の場合は、立地する砂丘の景観及び伝統的土地利用の景観を保全しつつ、ガイダンス施設における学習、休憩の場として利用に供するとともに景観に調和した活用の方法をとることが望ましいと考えられる。

また、「奄美市景観条例（令和5年4月施行）」に基づきながら、史跡一帯の公有地化と耕作地などの土地利用に関する調整を十分に図り、砂丘の景観、伝統的土地利用の景観を保全する政策を立てる必要がある。

第5節 保存のための発掘調査

1 保存計画区域の発掘調査

（1）A地区の発掘調査

宇宿貝塚史跡公園内において、将来的に史跡整備等に伴って遺跡の深度や遺構・遺物分布状態等について確認する必要がある場合は、学識経験者及び国・県と十分な協議を経た上で、発掘調査を実施する。発掘調査の実施に際しては、必要最小限の面積に留めることを原則として、適切な遺跡の保存を図る。

（2）B地区の発掘調査

B地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地「宇宿ダンベ山遺跡」が分布しており、警察官舎（現・定住促進住宅）の建て替えに伴い、過去に発掘調査が行われ、中世の埋蔵人骨や葺石遺構が確認されている。史跡と同一砂丘上でもあるため、重要地区として史跡の追加指定を検討していく必要があり、その際には、学識経験者及び国・県と十分な協議を経た上で発掘調査を行い、必要最小限の面積に留めることを原則として、適切な遺跡の保存を図る。

（3）C地区の発掘調査

C地区では、旧笠利町の町営住宅整備工事に伴い発掘調査が実施された周知の埋蔵文化財包蔵地「宇宿港遺跡」（弥生時代並行期）が分布し、令和元年度に宇宿貝塚と宇宿港遺跡の間にある宇宿保育所敷地内の試掘調査でも遺跡が確認されている。また、宇宿保育所の建設時にも人骨や土器片等が確認されたという。

住宅の新築・増改築等の開発行為が行われる際には、確認調査や試掘調査の実施を調整し、調査結果に応じながら土地所有者等と保存のための協議を行い、遺跡の保護について理解・協力を求める。

第7章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

世界自然遺産登録地でもある奄美大島に所在する特色豊かな史跡として、その価値を正しく理解し、魅力に親しんでもらうため、史跡の活用を積極的に図る。

宇宿貝塚は、昭和61年（1986）に国史跡として指定される以前から、郷友会や地元住民により地域の文化センターとしての公園化が検討される等、地域の歴史・文化を象徴し、住民の誇りでもあり憩いの場所でもあった。また、奄美空港から一番近い観光施設でもあり、来島する観光客の多くが通る場所である。そのため、史跡の活用は、大島北部の観光振興には欠かせない重要な役割を果たす。

その活用にあたっては、多様な利用者に対して、史跡の本質的価値を分かりやすく理解できるようにし、宇宿貝塚の見学・利用・体験を通じて見学者の生活域に存在する遺跡や史跡への興味関心を喚起する。さらには文化財や文化財行政に対する理解・関心を深めるような展示やプログラムを随時展開していく。それらを、第4章の史跡の保存活用における基本方針に基づき、史跡の活用に関連する「社会教育」「学校教育」「地域振興」「観光振興」「PPP/PFI」の5分野において持続的に開発・更新し、効果的な活用を目指す。

また、史跡の公開・活用は、行政と地域住民・市民が協働で実践し、史跡が所在する宇宿集落、宇宿小学校校区における交流人口の増大、地域の活性化に繋がる仕組みの構築を目指す。

第2節 活用の方法

1 活用計画区域の対象範囲

史跡が位置する笠利地区の東海岸は、2列の大きな砂丘が発達しており、その砂丘上に縄文時代から中世にかけての遺跡が多く分布している。完新世新砂丘（約2,000～3,000年前より以後に形成されている砂丘）が奄美市笠利町須野から和野まで認められ、完新世古砂丘（約2,000～3,000年前より以前に形成されている砂丘）が奄美市笠利町宇宿から万屋まで新砂丘とは独立して広がる。

ここ一帯は、島内においても屈指の遺跡集中地帯であり、史跡の活用においてもその価値を十分に伝えるため、史跡単体ではなくその周辺の文化財群との連携は不可欠である。そこで、本計画では、史跡と併せて奄美市笠利町東海岸に分布している文化財群を活用計画区域の対象範囲とする（図25）。その範囲は、奄美地域博物館古代村構想の範囲と概ね合致する。

2 活用のゾーニング

史跡の充実した活用として、これまでの分布調査や発掘調査によって確認されている遺跡を鑑みながら、活用計画区域についてゾーニングを行い（表 29・図 25）、それに基づき、「社会教育」「学校教育」「地域振興」「観光振興」につながる活用を図る。活用計画区域及びゾーニングは、今後の活用事業等により随時変更される可能性がある。

ゾーニング	概要
I エリア	宇宿集落内を範囲とし、宇宿貝塚や宇宿小学校遺跡、宇宿高又遺跡、宇宿港遺跡等の遺跡が含まれる。また、国指定重要文化財（建造物）「泉家住宅」やアストホゾン等の周辺文化財群も認められる。
II エリア	城間集落から土盛集落までを範囲とし、宇宿貝塚や土盛マツノト遺跡、喜子川遺跡等の学術的に重要な遺跡が多く含まれる。鳥類等の自然観察に適した大瀬海岸や奄美市指定文化財（天然記念物）「土盛こだき石」等、自然学習に適した要素も認められる。
III エリア	奄美市笠利町東海岸の内、奄美空港からあやまる岬までを範囲としている。東海岸沿いは、サンゴ礁が発達し、先史時代の遺跡が多く分布している。

表 29 ゾーニングの概要

3 社会教育における活用

史跡は、歴史・文化に関心がある幅広い世代が訪れる場所である。史跡の公開・活用を図り、史跡の価値と魅力を伝える以下のプログラム群の提供により、生涯学習の場として活用していく。

その際、今後さらに進む超高齢化社会や見学者の多様化へ向け、施設内のバリアフリー化、高齢者や障がい者へ配慮した展示、また敷地内の安全対策の実施等が不可欠である。

（1）史跡の見学順路の設定

宇宿貝塚史跡公園では、ガイダンス機能を持った覆屋施設内で発掘調査跡及び遺構の露出展示を行っているため、その光景に驚く来園者は多い。現在、施設内の見学順路は設けられておらず、公園職員による無料ガイドが行われ、来園者に対する史跡の価値の理解が図られている。

その中で、より来園者の理解を深めるため、職員の不在時やガイドが必要ない場合でも史跡の価値を十分に理解できるような年代別に複数の見学順路を設定する。その順路に沿った対象別の解説リーフレットを用意することで、来園者の理解度及び満足度を高められるようにする。例えば、小学校低学年向けにはイラストやクイズを入れ、見学コース内の各スポットにその答えやヒントが隠されているといった「仕掛け」をつくり、単に見学するだけではなく「見て」「考え」「楽しむ」要素を取り入れる等、対象者ごとに内容を変えた複数のコースを設定するといった工夫をする。

また、ガイドを利用しない来園者にも展示を理解してもらえるように、解説パネルや標識を時代

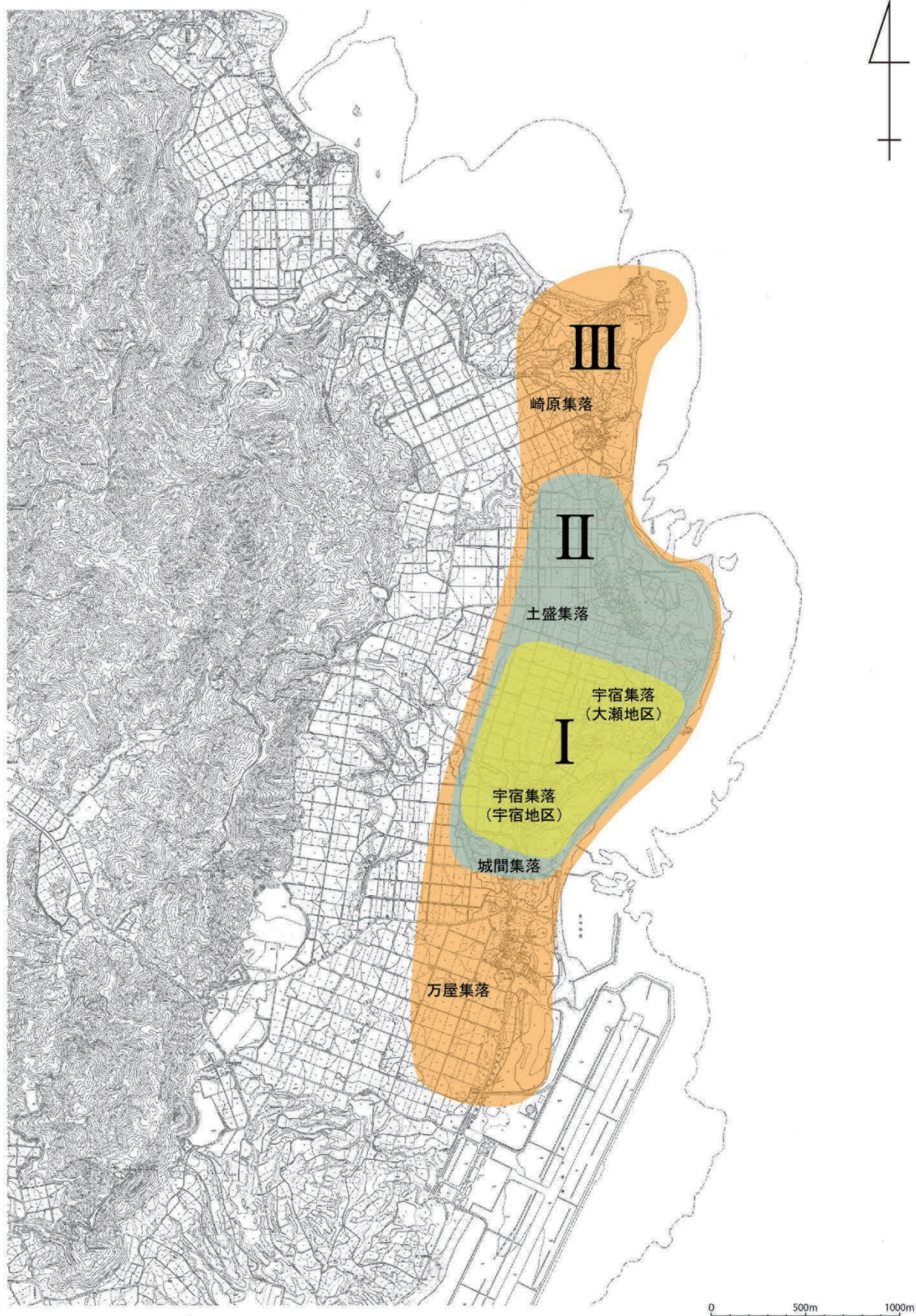


図 25 活用計画の地区区分

ごとに色分けし、遺構内の解説必要箇所に番号表示をして解説パネルと対応させる等、表示の工夫・改善をしていく。

（２）史跡におけるガイダンス

史跡は、奄美空港からあやまる岬への観光ルート上に位置し、県道沿いに史跡公園として整備されている。史跡公園だけではなく、あやまる岬近くに所在する歴史民俗資料館もガイダンス施設として扱い、史跡や史跡周辺の縄文遺跡群の概要や遺物の展示等を行う。そして、史跡の価値や啓発普及に努める。

また、史跡が、空港近くに所在するため、観光客が「とりあえず寄ってみる」というケースも多くみられる。その他、覆屋施設南側は、公園広場となっており、道路面よりも高く見晴らしもよいことから、保育園児や住民の散歩等に利用されることもある。こうした様々な来園者に対し、短時間でも満足できる取組みや屋外でも史跡の紹介や施設への入園を促す取組みを図っていく。

（３）講演会・講座・体験プログラム等の実施

奄美博物館や歴史民俗資料館等の社会教育施設、その他学校関係者や地域住民・ボランティアグループ・行政機関・公民館等と連携し、社会教育・生涯教育の場として活用していく。

史跡公園を利用し、史跡の価値や魅力を伝えるための各種講演会・講座・体験型プログラム等を企画・開催する。また、オンライン環境を整備し、奄美博物館等の研究機関が主催するシンポジウム等のサテライト会場としての機能を担う。

現在、史跡公園を拠点に文化財保護団体「奄美文化財サポーターDEIDEIDEI」が、笠利地区に所在する文化財を中心とした美化活動や学習活動を行っている。奄美文化財サポーターDEIDEIDEI は、史跡公園の開園に伴い、旧笠利町歴史民俗資料館（現歴史民俗資料館）で活動していた「歴民館友の会」が解消して新たに結成された地域住民主体のグループである。今後、会員をはじめとした地域住民を対象にボランティアガイド養成講座を開催し、史跡及び地域の歴史や文化を学び、その成果を公園ガイドとして発信していく仕組みを作っていく。

（４）史跡の周辺文化財群の一体的位置づけ

史跡周辺は、島内において文化財の分布密度が最も高いところである。この地域の遺跡・名称・歴史的建造物・天然記念物といった文化財や歴史的風土環境を一体的に位置づけ、史跡公園と合わせて整備・活用を図る。

（５）史跡の情報発信

現在、史跡の情報発信は、本市ホームページ及び奄美博物館の公式 Facebook や instagram の各種 SNS で取組んでいる。今後は、史跡公園の SNS の開設、奄美博物館や歴史民俗資料館との連携を図り、史跡の情報発信や史跡の啓発普及活動の告知や活用プログラム等の紹介、保存活用計画の実施状況の報告等、市民に向けた身近な情報の提供を行う。また、公園内のインターネット環境の整備を検討し、SNS 等の情報発信ツールを積極的に活用する。そして、来園者が、現地で史跡の魅力

を発信できるような環境を作っていく。

さらに、地域振興や観光振興に向けた飲食店・自動販売機・トイレ等の情報提供や観光スポットの紹介、周遊コースのマップ掲載、特産品の紹介、入手方法等、地域外から訪れる方たちへの利便性の高い情報の提供を行う。

来島された方々が、史跡に関する情報を最初に手に入れることができるよう奄美空港から協力をいただきながら、空港内に史跡の揭示物を貼り、空港敷地内にある笠利地区の文化財の見直し・改善を図る。

4 学校教育における活用

史跡公園は、これまでも島内各地区の小中学校の遠足や社会科見学で活用されてきた。また、児童・生徒が個別に自由研究の課題として見学することもある。今後は課外授業以外においても史跡公園を教材・フィールドとした活用を促す。そのために、本市教育委員会が、学校・教育関係者・地域と連携し、史跡を中心に周囲の地形や自然環境・文化・風土・歴史等も併せて体感・学習することで、日本本土と大きく異なる歴史や文化を培ってきたこの地域に対する愛着や誇りを育むような各種教育プログラムの開発を進める（参考・表 30、下記（１）～（４）についても同様）。

（１）史跡を教材とした地域学習プログラムの開発・活用

山・川・海に囲まれた豊かな自然環境の中で、亜熱帯の自然の恵みを受けながら営まれてきた過去の暮らしや現在の暮らしを確認し、史跡を中心に周辺文化財群まで一体的に取り上げ、宇宿小学校校区、そして宇宿集落の自然・歴史・文化を体感、学習できる地域学習プログラムを開発し、学校で活用していく。

（２）史跡を教材とした歴史学習プログラムの開発・活用

宇宿貝塚が国の史跡指定を受けた本質的価値を踏まえながら、周辺文化財群も一体的に捉え、日本列島における奄美大島の歴史的な位置づけや亜熱帯の自然の恵みを受けた縄文時代の暮らし等、地域を相対化して理解できるような歴史学習プログラムを開発し、学校で活用していく。

（３）体験学習の推進

史跡の体験学習として、土器作りや石器作りのような縄文時代の暮らし等の体験型講座を学校でも積極的に推進していく。

（４）校外学習の推進

島外から史跡公園を訪れた児童生徒を対象に、史跡を中心とした自然・歴史・文化に係る内容の学習教材を開発し、旅行を通じて学べるような校外学習としての活用を推進する。

	幼児	小学	中学	高校	大学	島外	学習内容	史跡 関連
自然科学		●	●	●		●	地域の遺跡立地と先史時代の暮らし〔地理〕	○
		●	●	●			出土する貝類の地元呼称と利用形態〔民俗〕	△
		●	●	●		●	出土石器と利用石材〔地学〕	○
		●	●	●		●	地質と火山灰〔地学〕	○
	●	●	●			●	宇宿貝塚史跡公園（広場）の生き物・自然観察〔生物〕	△
	●	●					宇宿貝塚史跡公園（史跡保護覆屋施設）の生き物の跡（足跡）調べ〔生物〕	△
		●	●	●		●	大瀬海岸における生き物（野鳥等）観察〔生物〕	△
人文科学			●	●		●	土器の組成と燃焼による化学変化〔化学〕	○
		●	●	●		●	宇宿集落周辺に所在する遺跡〔歴史〕	○
			●	●		●	先史時代の島外との交流史〔歴史〕	○
			●	●		●	遺跡と砂丘・集落と砂丘・地形と地名〔歴史・地理・民俗〕	○
	●	●	●	●		●	シマグチ（方言）とシマウタ〔民俗〕	△
	●	●	●	●	●		昔話（伝承）〔民俗〕	△
	●	●	●	●	●	●	宇宿集落の伝統行事〔民俗〕	△
情操教育	●	●	●	●			災害時等の宇宿貝塚史跡公園の利用・避難訓練〔防災〕	
		●	●	●		●	石器・貝製装飾品等の制作〔歴史・図工・美術〕	△
		●	●	●		●	オリジナル土器デザインの創作〔歴史・図工・美術〕	△
		●	●	●			宇宿貝塚をテーマにしたスケッチ〔歴史・図工・美術〕	△
	●	●	●	●	●	●	宇宿貝塚を舞台・題材にした小説・誌・俳句等の創作〔歴史・図工・美術〕	△
		●	●	●		●	地域の唄者によるコンサート鑑賞〔民俗・音楽〕	△
		●	●	●		●	石・貝等を利用した先史時代の楽器創造・創作・演奏〔音楽〕	△
				●	●		先史時代や伝統的衣類（大島紬や芭蕉布等）について調べ、現在に生かした製品を制作・発表する〔技術・家庭科〕	△
その他				●	●		先史時代や現在のシマ料理を学び、地域にある新たな素材・料理を開発する〔家庭科〕	△
	●					●	宇宿貝塚史跡公園内の散歩〔体育〕	△
キャリア教育		●	●	●		●	文化財スタンプラリー〔体育〕	△
					●		博物館実習〔実技〕	
					●		考古学実習〔実技〕	
					●		教育実習〔実技〕	
					●		職場体験〔実技〕	
					●		インターンシップ等〔実技〕	

右欄記号 ○：史跡の価値と直接的に関わる要素 △：史跡の価値と間接的に関連づけられる要素

表 30 学校教育における史跡を活用した地域学習プログラム案

5 地域振興における活用

宇宿貝塚は、地元住民の熱意により残され、公園として整備されてきた。その活用にあたっては、地域の住民・事業者・行政による協働を進め、住人同士の交流・住人と観光者の交流・異世代間の交流を促す。

この地域の観光価値を高め、人々が自らの土地に愛着と誇りを持ち、地域の活性化の拠点として

（１）史跡を活かした周遊ルートの策定

史跡及びその周辺文化財群を野外博物館として捉えて自然・歴史・文化におけるそれぞれの構成資源を整理し、複数の周遊ルートを作成する。これらのルートは、地元住民と協働で考案し、随時更新をしていくものである。史跡に連動した多様な周遊を可能にすることにより、来訪者は、史跡をより広い視点から理解し、親しむことができる。こうした集落散策については、将来的にガイドシステムの導入まで視野に入れて検討していく。

	周遊ルートテーマ	移動手段	所要時間	周遊ルート
1	ぶらぶら宇宿シマ散歩	徒歩	1 時間	宇宿集落内
2	ゆったり文化財ウォーキング	徒歩	2 時間	宇宿貝塚-アストホヅン-大瀬海岸-土盛海岸-土盛マツノト遺跡・喜子川遺跡-ミキモリ-農道-宇宿ダンベ山遺跡-宇宿貝塚
3	きままに文化財サイクリング	自転車	2 時間	宇宿貝塚-キビ畑（農道）-あやまる岬観光公園（30 分）-歴史民俗資料館（30 分）-サイクリングロード-土盛マツノト遺跡・喜子川遺跡（10 分）-宇宿貝塚
4	さくっと東海岸遺跡ドライブ	車	2 時間	宇宿貝塚-長浜金久遺跡-土浜イャンヤ洞穴遺跡-万屋トフル墓-城間トフル墓群-土盛マツノト遺跡・喜子川遺跡-アヤマル第 2 貝塚-奄美市歴史民俗資料館-宇宿貝塚

表 31 散策ルート一覧

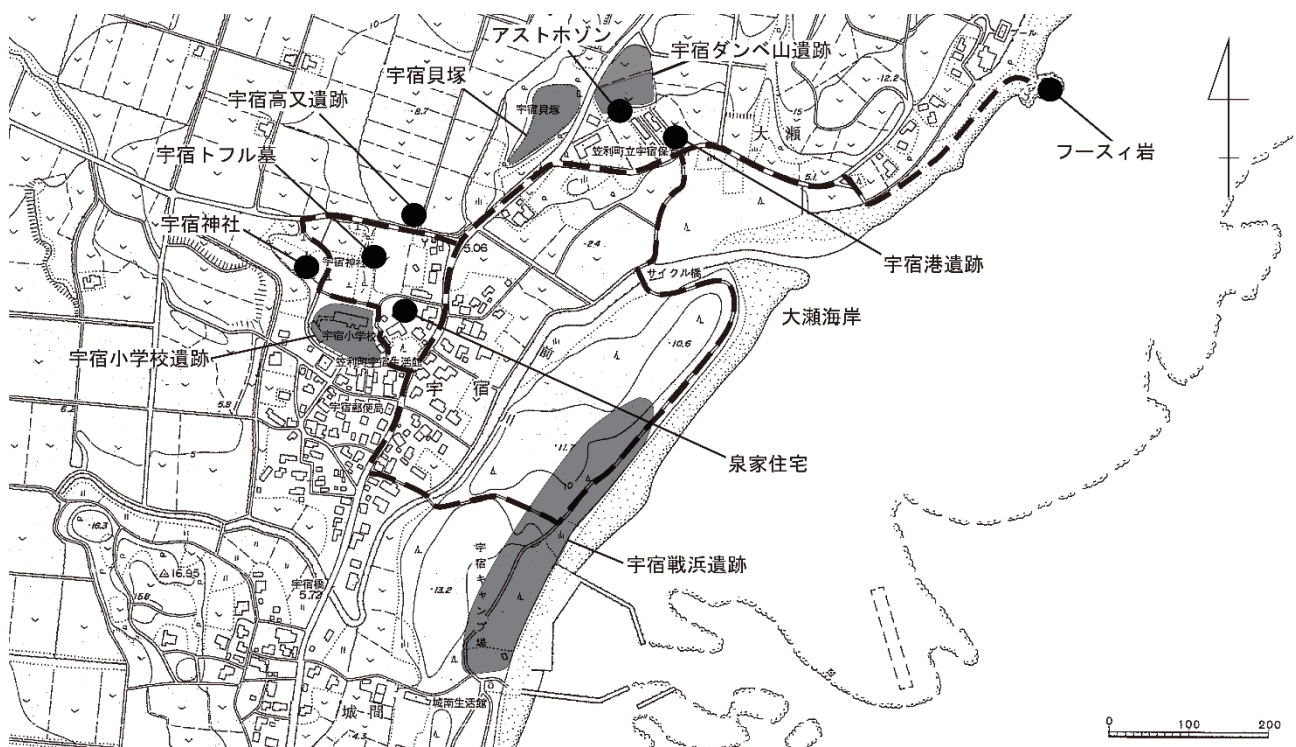


図 26 周遊ルート1「ぶらぶら宇宿シマ散歩」